

いきいきとした暮らしを支える優しいながいずみに向けて

—第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定しました—

少子高齢化がますます進む中、高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活できるよう、高齢者に関するさまざまな事業や取り組みを推進していきます。

■主な取り組み

<住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金>

住民主体の団体による高齢者などへの介護予防・生活支援活動(ゴミ出し・移動支援など)の継続や、新たなサービスの創出を後押しするため、令和6年度から補助金により活動を支援します。



<地域介護予防活動支援事業の実施>

地域住民が主体となって運営する通いの場にリハビリテーション専門職などが定期的に関わることで、高齢者が元気なときから積極的に介護予防に取り組めるよう、自主的な活動の育成・支援を行います。



■第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

今後実施する介護サービスに必要な費用を考慮し、65歳以上の方の介護保険料の基準月額を5,200円から5,900円に改定しました。

所得段階	対象	保険料	
		月額	年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者または本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	1,681円	20,200円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	2,861円	34,400円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	4,041円	48,500円
第4段階	世帯課税だが、本人が町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	5,310円	63,700円
第5段階 (基準)	世帯課税だが、本人が町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	5,900円	70,800円
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,080円	84,900円
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	7,670円	92,000円
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	8,850円	106,200円
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	10,030円	120,300円
第10段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	11,210円	134,500円
第11段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	12,390円	148,600円
第12段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	13,570円	162,800円
第13段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	14,160円	169,900円

☎ 長寿介護課 989-5537